

操舵機室からの脱出設備に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

操舵機室からの脱出設備に関する事項

改正理由

操舵機室からの脱出設備を規定する SOLAS 条約第 II-2 章第 13.4.2.2 規則において、非常操舵場所がある操舵機室には、開放甲板へ直接通じる経路がある場合を除き、2 系統の脱出経路を設けることが要求されている。一方、「開放甲板へ直接通じる経路」の定義及び非常操舵場所がない操舵機室に関する脱出経路の要件については、明確な規定が定められていない。

このため、IACS は、当該要件を明確にすべく、操舵機室と同等の保全防熱性を有する階段及び通路のみを経由して開放甲板へ通じる経路は「開放甲板へ直接通じる経路」と見做す旨、また、非常操舵場所がない操舵機室については脱出経路を 1 系統として差し支えない旨等を定める統一解釈 SC269 を 2014 年 12 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC269 に基づき、関連規定を改めた。

また、SOLAS 条約の構成に合わせ、鋼船規則 R 編 13.4.3 に規定する操舵機室からの脱出設備に関する要件を、脱出設備の免除に関する要件を定める鋼船規則 R 編 13.4.2 に移設した。

改正内容

- (1) 非常操舵場所がない操舵機室については 1 系統の脱出経路として差し支えない旨規定した。
- (2) 非常操舵場所がある操舵機室についての脱出経路に関する要件を規定した。
- (3) 操舵機室と同等の保全防熱性を有する階段室及び／又は通路のみを経由する脱出経路は、「開放甲板へ直接通じる経路」と見做す旨規定した。
- (4) 鋼船規則 R 編 13.4.3 に規定する操舵機室からの脱出設備に関する要件を、鋼船規則 R 編 13.4.2 に移設した。